

池田市立図書館運営基準

<はじめに>

池田市の図書館は、昭和37年に学生や勤労青年の学習の場として、池田駅近くの新町に蔵書数約3,500冊で開設されました。その後、昭和54年に市制40周年記念事業として五月丘に市立図書館・歴史民俗資料館を併設して建設、昭和55年5月1日に開館し、現在に至っています。

また、地域間のサービス格差を解消する一助として、平成10年に石橋駅前に分館「石橋プラザ」を開館、平成26年には池田市中央公民館1階に「図書コーナー」を開設しました。さらに、北摂地区7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）による図書館広域利用及び川西市立図書館との相互利用を促進することにより市民の利便性の向上に努めています。

近年の情報技術の急速な進歩により、市民の情報入手方法は著しく変化し、インターネットで膨大な情報を得られる時代となりました。その一方、正しい知識や必要な情報を精査して活用するための情報活用能力が求められ、図書館の役割は、従来の「借りる、読む、調べる」に加え、必要な情報を収集し、積極的に発信する、課題解決に役立つ「地域の情報拠点」として大きく変化しました。

このように図書館に要求される機能は多様化し、国においては「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示）により、社会情勢や図書館へのニーズの変化に対応した新たな図書館の役割が示されました。

池田市立図書館においては、平成20年に第14期図書館協議会による『翔べ「丘の上の図書館」』での将来像を明示する提言を受け、「第6次池田市総合計画」第5章に記された図書館の充実と高機能化をめざした施策を実施してまいりました。さらに、近年の情報化、少子高齢化、国際化等の社会状況の変化に適応し、より充実した図書館サービスを展開するため、図書館運営に関する基準を策定するものです。

平成29年11月

基本事項

池田市立図書館は「市民の暮らしに役立つ図書館」をめざします。

- 1 多様な資料・情報の収集、整理、保存に努め、市民の読書活動を推進します。
- 2 市民が必要とする資料や情報を提供することにより、「地域の情報拠点」として課題解決に役立つ図書館をめざします。
- 3 子どもたちの豊かな「学び」を応援し、学校、家庭、地域等と連携して子ども読書活動の推進を図ります。
- 4 図書館ボランティアとの協力を深めるとともに、市民同士の交流の機会・場を提供し、市民がわくわくしながら集い、出会う、楽しい図書館をめざします。
- 5 高齢・障がいなどの理由により図書館利用が困難な市民へのサービス拡充や情報提供の格差解消に努め、誰にでもやさしい図書館をめざします。

具体的な取組み

基本事項の達成に向け、各項目についての取組みを次のように設定し、推進します。

1 多様な資料・情報の収集、整理、保存に努め、市民の読書活動を推進します。

(1) 市民及び利用者の多様なニーズに対応するため、紙媒体と電子化された新しい資料・情報を取り入れ、幅広い分野の資料を「池田市立図書館資料収集方針」に基づいて収集、整理、保存し、提供します。

(2) 分類別排架にこだわらず、複数の分類にまたがる分野については主題別排架にするなど、利用者が求める情報を容易に取得できる環境づくりに努めます。

(3) 池田市の歴史や文化などに関する郷土資料や地域情報、行政情報を網羅的に収集、保存し、提供します。

2 市民が必要とする資料や情報を提供することにより、「地域の情報拠点」として課題解決に役立つ図書館をめざします。

(1) レファレンスサービス^{※1}の充実を図り、市民が求める資料や情報を提供します。

(2) 子育て、教育、医療、健康、福祉等、市民生活に密着した課題解決につながる資料や情報及び地域に関する情報、行政情報の提供に努めます。

(3) ホームページやSNS^{※2}を活用し、行事や展示案内、おすすめ本などの図書館関連情報を発信します。

(4) 北摂地区7市3町による図書館広域利用及び川西市立図書館との相互利用を促進します。また、全国の公共図書館及び国立国会図書館と連携した相互貸借を推進し、市民の利便性の向上をめざします。

※1 レファレンスサービス：利用者が必要とする資料や情報などの検索の援助を行い、回答に至るまでのサポートをするサービス。

※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネットを通じて人と人のつながりを促進する会員制サービス。

3 子どもたちの豊かな「学び」を応援し、学校、家庭、地域等と連携して子ども読書活動の推進を図ります。

(1) 子どもに良い読書環境を提供するため、質の高い図書を揃えるとともに、発達段階に応じた読書活動を推進し、各種展示や年齢及び対象に応じたブックリストの配布により、読書に親しむ環境を整備します。

(2) 幼い時期からの読書習慣を育成するため、ボランティアと協働でおはなし会の実施等、子育て支援事業に取り組みます。

(3) 活字離れが著しい中学生から高校生の図書館利用を促進するとともに、読書習慣や図書館資料を活用して物事を調べる力を身につけるための支援に努めます。

(4) 中高生を主たる対象とした「ティーンズコーナー」を設置し、青少年の興味の対象となる分野や進路、学校生活、友人関係、生き方などの参考となる資料等を特化して排架するとともに、同世代が交流できる場の提供に努めます。

(5) 学校教育活動において学校図書館が活用されるよう、支援に努めます。

(6) 学校、幼稚園、保育所等への団体貸出を積極的に実施します。

(7) 読書への関心を深めるため児童・生徒の職場体験学習、インターンシップ、図書館見学の受入れを実施します。

4 図書館ボランティアとの協力を深めるとともに、市民同士の交流の機会・場を提供し、市民がわくわくしながら集い、出会う、楽しい図書館をめざします。

- (1) 市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、グループ学習や発表の場を提供します。
- (2) 図書館ボランティアが活動しやすい環境を整備し、協働による事業を推進するとともに、市民の社会参加や交流の場の提供を図ります。
- (3) 市民が図書館を身近に感じられるよう、各種施設や団体等と連携して様々な年齢層及び対象に応じた行事を実施し、図書館の利用促進に取り組みます。
- (4) 超高齢化する社会において、「生きがいづくり」としての生涯学習を応援します。
- (5) 図書館協議会や図書館運営への市民参加を推進し、市民とともに歩む図書館をめざします。
- (6) 地域コミュニティ推進協議会等と連携し、地域の活性化に努めます。

5 高齢・障がいなどの理由により図書館利用が困難な市民へのサービス拡充や情報提供の格差解消に努め、誰にでもやさしい図書館をめざします。

- (1) 高齢者、障がいのある人、外国人を含むすべての利用者が利用しやすいよう、多言語やピクトグラム^{※3}を使用した館内表示に改修するなど、ユニバーサルデザインを基調とした設備、機器類の導入等、施設整備の充実を図ります。
- (2) 点字図書、拡大写本、デイジー図書^{※4}、LLブック^{※5}等の障がい者支援資料の充実を図ります。
- (3) 多言語によるおはなし会を開催し、日本語を母語としない子どもの読書機会を提供します。
- (4) 読書意欲のわく魅力的で快適な館内空間を演出できるように創意工夫します。
- (5) 図書館施設の老朽化に伴う施設の改修・改築を計画的に進めます。
- (6) 図書館利用が困難な市民や地域に向けたサービスの提供に努めます。

※3 ピクトグラム：一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すための視覚記号（サイン）のひとつ。

(例) 貸出



(例) 返却



※4 デイジー図書：Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略語。視覚障がい者のために録音テープに代わるものとして開発された、音声を圧縮して記録したCD。

※5 LLブック：スウェーデン語のLattlastの略語で、「やさしく読める」という意味。知的障がい、学習障がいなど通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本。